

平成22年9月28日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官

平成21年(ワ)第8037号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年8月6日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 鋤 柄 司

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

被 告 株 式 会 社 武 富 士

同代表者代表取締役 武 井 健 晃

同訴訟代理人支配人 山 田 茂

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告 ア コ ム 株 式 会 社

同代表者代表取締役 木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士 山 田 信 義

静岡市駿河区南町10番5号

被 告 株 式 会 社 フ ロ ッ ク ス

同代表者代表取締役 原 川 城 治

同訴訟代理人支配人 岡 本 幸 久

栃木県宇都宮市下戸祭2丁目3番25号

被 告 ア ペ ン タ ク ル 株 式 会 社

同代表者代表取締役 飯 村 剛

主 文

1 被告株式会社武富士は、原告に対し、201万5610円及び内179万6018円に対する平成21年10月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告アコム株式会社は、原告に対し、160万2291円及び内155万7552円に対する平成21年11月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社フロックスは、原告に対し、7万2019円及び内7万0214円に対する平成21年11月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告アペンタクル株式会社は、原告に対し、40万4762円及び内38万2200円に対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 6 この判決の第1項ないし第4項は仮に執行することができる。

事実及び理由

(以下、被告株式会社武富士、被告アコム株式会社、被告株式会社フロックス及び被告アペンタクル株式会社をそれぞれ、「被告武富士」、「被告アコム」、「被告フロックス」及び「被告アペンタクル」と略称する。)

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告らから、それぞれ継続的に金員を借り受けて弁済をしていた原告が、被告らに対し、利息制限法所定の制限を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生するとして、不当利得に基づき過払元金及び民法704条前段所定の遅延利息の支払を求めたものである。

1 前提事実（争いのな事実のほかは、各項に掲記の証拠により認める。）

(1) 当事者

被告武富士、被告アコム、被告フロックス、被告アペンタクルは、いずれも貸金業者である。

貸金業者である株式会社クレディア（以下「クレディア」という。）は、平成20年10月1日、クレディアを会社分割会社、被告フロックスを会社分割承継会社とする会社分割を行い、原告とクレディアとの間の金銭消費貸借取引に係る債権債務関係は被告フロックスに承継された（丁4）（以下クレディアと被告フロックスを併せて単に「被告フロックス」と表記することがある。）。

（2）取引関係

ア 被告武富士との関係

原告は、被告武富士との間で、別紙計算書（被告武富士）の「年月日」欄記載の年月日において、利息制限法所定の制限利率を超える利率で同書の「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、同書の「弁済額」欄記載の金額を弁済した（甲A1）。

イ 被告アコムとの関係

原告は、被告アコムとの間で、別紙計算書（被告アコム）の「年月日」欄記載の年月日において、利息制限法所定の制限利率を超える利率で同書の「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、同書の「弁済額」欄記載の金額を弁済した（甲B1）。

ウ 被告フロックスとの関係

原告は、クレディアないし被告フロックスとの間で、別紙計算書（被告フロックス）の「年月日」欄記載の年月日において、利息制限法所定の制限利率を超える利率で同書の「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、同書の「弁済額」欄記載の金額を弁済した（甲C1）

エ 被告アベンタカルとの関係

原告は、被告アベンタカルとの間で、別紙計算書（被告アベンタカル）の「年月日」欄記載の年月日において、利息制限法所定の制限利率を超える利率で同書の「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、同書の「弁済額」欄記載の金額を弁済した（甲D1）。

(3) クレディアの民事再生手続

クレディアは、平成19年9月21日に東京地方裁判所による再生手続開始決定を受け、本件に関わる部分につき以下を主な内容とする再生計画（以下「本件再生計画」という。）につき認可決定がされ、同認可決定は、平成20年9月17日に確定した（丁1ないし4、弁論の全趣旨）。

- ① 確定した再生債権から60パーセントについて免除を受け、40パーセント相当額について、再生計画認可決定の確定後3か月以内に一括弁済する。
- ② 再生債権が30万円以下の少額債権者に対しては、全額を同決定確定後3か月以内に一括弁済する。
- ③ 30万円を超える再生債権者であっても、40パーセントの弁済額より30万円の方が多額である場合には、30万円を弁済する（なお、この場合、40パーセントの弁済額での弁済を希望する旨を書面にて再生債務者に通知した場合には、40パーセントを弁済し、残債権について免除を受けるものとする。）。
- ④ 再生債権に対する再生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金について、免除を受ける。
- ⑤ 届出期間内に債権届出がされなかった過払金返還請求権（利息及び遅延損害金を含む。）である再生債権について、当該債権者により弁済請求がされ、再生債権が確定したとき（調停、訴訟、仲裁等の手続がされている場合には、それらの手続によって債権が確定する。），上記①ないし④に従う。
- ⑥ 再生債務者の全再生債権に対する弁済総額については、被告フロックスラが重畳的に債務引受けを行う。

2 争点（民法704条前段適用の有無等）

(1) 原告の主張

- ア 貸金業者が利息制限法所定の制限超過部分を債務の弁済として受領したが、その受領につき平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（以下、単に「貸金業法」と表記する。）43条1項の適用が認められない場合は、貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条所定の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成17年(受)第1970号平成19年7月13日第二小法廷判決（以下「平成19年判決」という。）ほか参照。）。
- イ 原告と被告らとの各取引に貸金業法43条1項の適用があるとはいえないことはもちろんのこと、また、被告らのうち、ATM機の利用明細書などを提出する者もいるが、原告について作成され被告らが保管していると考えられる基本契約書や利用明細などの提出のないものもあり、原告の借入れ、返済は、そのすべてが被告のATM機でされたものではなく、店頭貸付もあれば、銀行振込による借入返済、提携する金融機関のATM機を使用した借入返済も混在することもあり得ることなどからすれば、被告らが、上記特段の事情を有することにつき十分な主張立証ができているとはいえない。
- ウ 貸金業法43条1項の適用を受けるに当たり、貸金業者は、各貸付において、同法17条所定の要件を満たした書面（17条書面）を交付する必要があり、また、支払を受ける際には、同法18条所定の要件を満たした書面（18条書面）を交付する必要がある。同法17条1項等により、17条書面においては、「返済期間及び返済回数」の記載が要件とされているところ、いわゆる、リボルビング方式の貸付であることを前提とすると「返済期間及び返済回数」の記載が不可能であるとしても、同記載義務を貸金業者が免れるわけではなく、そのような記載を欠く書面を交付していたのであるから、上記特段の事情があるとはいえない。被告武富士や被告アコムは、「返済期間及び返済回数」の記載を満たしていたかの主張をするが、同被告らの主張

によっても、「返済期間及び返済回数」の記載が個別貸付時に交付する書面には記載がなく、基本契約書の記載と併せて初めて記載されたとみ得る場合があったことは明らかである。そして、当時、17条書面の記載が、そのようなもので足りるとの見解が通説であったなどということもない以上、貸金業者として、そのような認識以外を持ち得ることもあり得なかつたという状況にもおよそないのであって、この点をもってしても、既に上記特段の事情があるといえないことは明らかである。

(2) 被告武富士の主張

被告武富士においては、以下のとおり、原告との取引につき、貸金業法43条1項の適用が認められないとしても、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというべきであるから、悪意の受益者の推定を免れるというべきであり、被告武富士を悪意の受益者ということはできない。

ア 業務態勢等

被告武富士は、17条書面及び18条書面を交付するに当たり、監督行政庁の指導のもとで、その時々の裁判例及び行政指導に従って、誠実に実行してきた。

イ 17条書面

被告武富士が行う取引は、貸付限度額等の具体的条件を定めた包括的貸付契約を締結し、これに基づき個々の貸付を行うというものであり、包括的貸付契約及び個別的貸付契約の際に、それぞれ書面を交付する場合、その両書面を併せて、貸金業法17条が定める要件を充足していれば足りると解されていたというべきである。

本件取引において、各貸付時に交付していた書面に関し、それを独立してみれば、同法17条所定の記載を満たしていない部分はあるが、両者を合わせれば同法17条所定の記載事項をすべて満たしている。

ウ 18条書面

被告武富士が交付していた18条書面については、法的記載要件に欠くところはない。

(3) 被告アコムの主張

被告アコムは、原告に各取引の都度、17条書面及び18条書面を交付しており、当時の裁判例及び監督官庁の通達等を勘案すれば、原告との本件取引の期間について、被告アコムが悪意の受益者と推定されない特段の事情が存在する。

貸金業法43条1項の適用要件については、最高裁判所平成15年(オ)第386号等平成16年2月20日第二小法廷判決以降、厳格に解釈されるべきことになったが、それまでの裁判例や監督官庁の通達、論文、判例講釈等においては、比較的緩やかに解する見方も有力であった。最高裁判所昭和62年(オ)第1531号平成2年1月22日第二小法廷判決においては、貸金業法43条1項の任意性につき、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法に定める利息の制限額を超えていること、あるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないとされ、また、リボルビング契約について複数書面をもって17条書面に要件を満たすことを認める旨の通達、基本契約書には基本契約締結時に特定可能な事項のみを記載すれば足り、個別貸付時の交付書面と併せて17条書面に要件を満たせば足りるとした裁判例、リボルビング契約における17条書面には返済期間及び返済回数の記載が不要であるとする裁判例、17条書面及び18条書面にわずかな記載漏れがあっても記載要件の不備ないし欠陥によって債務者が不利益を被るか否かを実質的に判断し、結果として要件を満たすと判断した裁判例等が存在し、そのような傾向を支持する論文等も存在した。

個別貸付時に交付する書面に関し、貸金業法17条所定の要件のうち、「返

済期間及び返済回数」については、リボルビング契約であるため、その特定が困難であるため記載がなく、基本契約書の記載と併せて要件が満たされることになっていた時期もあるが、上記のような観点からすれば、被告アコムにおいて、そのような記載状況であっても貸金業法43条1項の適用を受け得ると認識していたことにつき十分な理由があり、悪意の受益者と推定されない特段の事情があるというべきである。

(4) 被告フロックスの主張

クレディアないし被告フロックスは、貸付毎に貸金業法17条所定の要件を満たす書面を交付するとともに、任意の弁済を受ける毎に貸金業法18条所定の要件を満たす書面を交付してきたもので、これら書面に不備があるなどの理由から行政処分を受けたことはないことなどによれば、本件取引において貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有していてもやむを得ないというべきであり、被告を悪意の受益者と評価することはできない。

なお、仮に、被告フロックスが悪意の受益者となるとしても、法定利息が発生するのは、最終取引日である平成21年11月3日以降になるというべきである。

(5) 被告アペンタクルの主張

被告アペンタクルは、17条書面及び18条書面を交付する業務体制を構築しており、本件取引においても、同書面を交付してきたものであって、監督官庁からその営業を容認してきた貸金業者であって、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しております、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというべきであるから、悪意の受益者ということはできない。

なお、最高裁判所平成20年(受)第1728号平成21年7月10日第二小法廷判決（以下「平成21年判決」という。）に照らせば、法定利息が発生するのは、平成18年1月14日以降と判断されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 爭点について

(1) 平成19年判決は、「貸金業者が制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者と推定されるものというべきである」と判示しており、被告らは、同判決に沿い、原告との取引において、貸金業法43条1項の適用があると認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があると主張する。

(2) 被告フロックスについて

前記第2の1(2)ウの事実及び弁論の全趣旨によれば、クレディアないし被告フロックスにおいて本件取引について定められた約定利率が利息制限法所定の利息の制限額を超えることを認識していたことは明らかである反面、クレディアないし被告フロックスが本件取引に関し貸金業法43条1項の適用があると認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを基礎付ける事実については、被告フロックスは何ら証拠を提出しないから、クレディアないし被告フロックスは民法704条所定の「悪意の受益者」に該当するものと認められる。

なお、被告フロックスは、最終取引日である平成21年11月3日以降、過払金に関し法定利息が発生するなどとするが、民法704条は、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」と定めており、利益が存した段階で利息が発生するという解釈がもっとも素直であり、このことはいわゆる過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合でも、異なるところはないと解される（最高裁判所平成21年(受)第

1192号同年9月4日第二小法廷判決参照)から、同主張は採用の限りではない。

(3) 被告アペンタクルについて

前記第2の1(2)エの事実及び弁論の全趣旨によれば、被告アペンタクルにおいて本件取引について定められた約定利率が利息制限法所定の利息の制限額を超えることを認識していたことは明らかである反面、被告アペンタクルが本件取引に關し貸金業法43条1項の適用があると認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを基礎付ける事實については、被告アペンタクルは何ら証拠を提出しないから、被告アペンタクルは民法704条所定の「惡意の受益者」に該当するものと認められる。

なお、被告アペンタクルは、平成18年1月14日以降、過払金に關し法定利息が発生するなどとするが、同主張が採用できないことは、前記(2)のとおりである。

(4) 被告武富士について

ア 確かに、貸金業法43条1項の適用の要件である、いわゆる17条書面及び18条書面の交付等についての解釈につき、被告武富士主張のような変遷があることは否定できないところはあり、また、平成21年判決は、平成16年受第1518号平成18年1月13日第二小法廷判決(以下「平成18年判決」という。)が言い渡されるまでは、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払につき原則として任意性を否定した最高裁の判例はなく、下級審の裁判例や学説においても、このような見解を採用するのは少数であり、大多数が上記特約の下での制限超過部分の支払というだけではその支払の任意性を否定することができないとの見解に立っていたことに鑑み、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の受領については、これを受領したことのみを理由として当該貸金業者を惡意の受益者であると推定することはできないとする。

しかし、平成19年判決は、「金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領できるとされているに留まる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返済すべきものと十分に認識しているとものべきである」と判示している。そして、平成21年判決の判断は、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払についての任意性の有無の判断が、法令の明文の規定に基づくものではなく、専ら解釈に委ねられている問題であったことから、平成18年判決以前における任意性の要件についての認識等について配慮が必要である旨が考慮されているものと考えられるところ、これに対して、いわゆる17条書面及び18条書面の交付等の有無は、法令の明文の規定の解釈の問題であり、本来、貸金業者は、その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから、現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に、それをやむを得ないというには、少なくとも、被告の主張に一致する解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することはできなかったというような事情が必要というべきである。

イ そして、被告武富士は、原告との間で交付したとする基本契約書及び個別貸付にかかる17条書面を提出するも、基本契約書はともかく、個別貸付にかかる書面は、保管していたデータをもとに再現したというものにすぎず、そもそも、個別貸付にかかる17条書面が原告に交付されたといえるのかについて問題があるに留まらず、被告武富士が交付していたと主張する個別貸付にかかる書面においても貸金業法17条所定の要件を欠く部分があるのであって、個別貸付にかかる17条書面の交付やその法定の要件についてすら

十分な立証があるとはいひ難いばかりか、少なくとも、個別貸付の際に交付する書面に關し、貸金業法17条所定の要件を欠いても、基本契約書等の記載と併せて要件を満たせば所定の要件を満たすことになるか否かという点につき裁判例等が分かれていることは当裁判所に顯著な事実であつて、上記アのような觀点からすると、被告武富士が主張するような事情だけでは、個別貸付の際に交付する書面に關し、貸金業法17条所定の要件を欠いても、基本契約書等の記載と併せて要件を満たせば所定の要件を満たすことになるといった解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することはできなかつたというような事情があるとはいえない。そうすると、18条書面の交付の有無ないしその内容、17条書面及び18条書面の交付及びその法定要件を満たすべく十分な体制を整えてきたなどという点につき検討するまでもなく、被告武富士が、制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識をしており、かつ、そのような認識を有するに至つたことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいはず、被告武富士は、民法704条の惡意の受益者に當たるというべきである。

(5) 被告アコムについて

ア 証拠（乙18の1、18の2）及び弁論の全趣旨によれば、被告アコムとの取引は、いわゆるリボルビング方式であることが認められるから、個々の貸付についての「返済期間及び返済回数」や各回の「返済金額」（以下、「返済期間及び返済回数」と各回の「返済金額」を併せて「返済期間、返済金額等」という。）は定められないし、残元利金についての返済期間、返済金額等は、今後、追加借入れをするかどうか、返済期日に幾ら返済するかによって変動することになり、被告アコムが、個々の貸付の際に、当該貸付やその時点での残元利金について、確定的な返済期間、返済金額等を17条書面に記載して原告に交付することは困難であったといわざるを得ない。しか

し、 そうであるからといって、 被告アコムが、 返済期間、 返済金額等を 17 条書面に記載すべき義務を免れるものではなく、 個々の貸付の時点での残元利金について、 最低返済額及び経過利息を毎月の返済期日に返済する場合の返済期間、 返済金額等を 17 条書面に記載することは可能であるから、 被告アコムは、 これを確定的な返済期間、 返済金額等の記載に準ずるものとして、 17 条書面として交付する書面に記載すべき義務があったというべきである（最高裁平成 17 年受第 560 号同 17 年 1 月 15 日第一小法廷判決・民集第 59 卷 10 号 2899 頁）。

しかるに、 本件取引の貸付が行われた期間（前記前提事実のとおり、 平成 6 年 5 月 20 日から平成 21 年 6 月 30 日まで）のうち、 少なくとも平成 6 年 5 月 20 日から平成 15 年 5 月 19 日（平成 15 年 5 月 23 日（乙 11 の 2 参照）の直前の貸付日）までの貸付において被告アコムが使用していた基本契約書や個別貸付の際交付する書面にこのような記載があることを認めるに足りる証拠はないから、 それらは 17 条書面としての要件を満たしていたとは認められず、 貸金業法 43 条 1 項の規定の適用要件を欠くというべきである。

ところで、 17 条書面の記載要件は、 法令の明文の規定の解釈問題であり、 本来、 貸金業者は、 その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから、 現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に、 それをやむを得ないとするには、 少なくとも、 被告アコムの主張と一致する解釈が通説とされていて、 これと異なる解釈をすることを期待することができなかつたというような事情が必要と解すべきであることは前記(4)のとおりである。 しかしながら、 平成 6 年 5 月 20 日から平成 15 年 5 月 19 日までの貸付の期間中において、 被告アコムの主張に一致する解釈が通説とされていて、 これと異なる解釈をすることを期待することができなかつたというような事情が存在したことを認めるに足りる証拠はなく、 平成 17 年判決が顧れる以前におい

て上記の点について判断した下級審の裁判例の解釈が分かれていたことは当裁判所に顕著である。

そうすると、仮に、被告アコムが、基本契約書及び本件取引におけるすべての貸付に関する個別貸付の際交付する書面を原告に対して交付していたとしても、被告アコムが、本件取引について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。なお、被告アコムは、平成15年5月23日以降、個別貸付の際交付する書面につき返済予定期間及び返済予定回数、次回の返済予定額、次回の返済金額を記載し、平成17年判決の観点からも許容される記載をしていたかの指摘（乙11の1ないし11の3参照）をするが、仮に、これが事実であるとしても、同日以降の個別貸付（本件取引では平成15年5月26日以降の貸付）に対する弁済に関し、貸金業法43条1項の適用があると認識し得たかに留まるにすぎず、同日以降に初めて過払が発生した場合であるとか、その後の貸付において、過払状態が一旦解消され、貸付残高がある状態になった後、あらためて過払が発生した場合に、その過払債務につき民法704条所定の遅延利息が発生するか否かの問題になり得ることは別段、別紙計算書（被告アコム）のとおり、平成15年5月23日時点において既に大幅な過払となり、その後、取引の最終日まで過払状態が継続している本件においては、被告アコムの同指摘により、特段の事情があると認めることができないとの結論が左右されるものではない。

イ 以上のとおりであるから、17条書面及び18条書面の交付の有無、18条書面の記載要件の充足性、被告アコムの業務態勢等、その余の点を検討するまでもなく、本件取引において貸金業法43条1項の適用を認めることができないことはもとより、被告アコムが、同項の適用があるとの認識を有しております、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることもできないから、被告アコムは、民

法704条の悪意の受益者に当たるというべきである。

2 結論

以上により、原告と被告らとの各取引において、それぞれ、利息制限法所定の利率により引き直し計算を行い元本充当を行うと、各被告の関係における別紙計算書「年月日」欄に記載された最終年月日現在において、各被告は、原告に対し、各計算書の同日における「残元金」欄記載の過払元金及び「過払利息残額」欄記載の同日までに既発生の民法704条前段所定の遅延利息の債務を負うことになる。なお、被告フロックスに対する請求は、別紙計算書（被告フロックス）のとおり、過払金の発生が再生手続開始決定後になるから、民事再生法119条6号所定の共益債権となる。

よって、原告の請求はいずれも理由があるので、これらをそれぞれ認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官 松井 洋

計算書（被告アコム）

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	H06. 05. 20	50,000		0.18				50,000		
2	H06. 05. 22	40,000		0.18	2	49	49	90,000	0	0
3	H06. 05. 22	30,000		0.18	0	0	49	120,000	0	0
4	H06. 05. 24	190,000		0.18	2	118	167	310,000	0	0
5	H06. 05. 28	30,000		0.18	4	611	778	340,000	0	0
6	H06. 06. 01		103,000	0.18	4	670	0	238,448	0	0
7	H06. 06. 04	30,000		0.18	3	352	352	268,448	0	0
8	H06. 06. 06	30,000		0.18	2	264	616	298,448	0	0
9	H06. 06. 12		32,000	0.18	6	883	0	267,947	0	0
10	H06. 06. 13	20,000		0.18	1	132	132	287,947	0	0
11	H06. 06. 17	30,000		0.18	4	568	700	317,947	0	0
12	H06. 06. 19	30,000		0.18	2	313	1,013	347,947	0	0
13	H06. 06. 22	50,000		0.18	3	514	1,527	397,947	0	0
14	H06. 07. 05		20,000	0.18	13	2,551	0	382,025	0	0
15	H06. 07. 06	12,000		0.18	1	188	188	394,025	0	0
16	H06. 08. 11		12,000	0.18	36	6,995	0	389,208	0	0
17	H06. 09. 08		10,000	0.18	28	5,374	0	384,582	0	0
18	H06. 10. 07		13,000	0.18	29	5,500	0	377,082	0	0
19	H06. 11. 06		13,000	0.18	30	5,578	0	369,660	0	0
20	H06. 11. 12	8,000		0.18	6	1,093	1,093	377,660	0	0
21	H06. 12. 02	2,000		0.18	20	3,724	4,817	379,660	0	0
22	H06. 12. 09		16,000	0.18	7	1,310	0	369,787	0	0
23	H06. 12. 20	5,000		0.18	11	2,005	2,005	374,787	0	0
24	H07. 01. 17		20,000	0.18	28	5,175	0	361,967	0	0
25	H07. 01. 21	7,000		0.18	4	714	714	368,967	0	0
26	H07. 02. 17		16,000	0.18	27	4,912	0	358,593	0	0
27	H07. 02. 19	6,000		0.18	2	353	353	364,593	0	0
28	H07. 03. 16		20,000	0.18	25	4,494	0	349,440	0	0
29	H07. 03. 19	11,000		0.18	3	516	516	360,440	0	0
30	H07. 04. 21		16,000	0.18	33	5,865	0	350,821	0	0
31	H07. 04. 24	4,000		0.18	3	519	519	354,821	0	0
32	H07. 05. 30		20,000	0.18	36	6,299	0	341,639	0	0
33	H07. 05. 31	7,000		0.18	1	168	168	348,639	0	0
34	H07. 06. 03	2,000		0.18	3	515	683	350,639	0	0
35	H07. 07. 05		20,000	0.18	32	5,533	0	336,855	0	0
36	H07. 07. 05	8,000		0.18	0	0	0	344,855	0	0
37	H07. 08. 08		62,000	0.18	34	5,782	0	288,637	0	0
38	H07. 08. 24	30,000		0.18	16	2,277	2,277	318,637	0	0
39	H07. 08. 26	20,000		0.18	2	314	2,591	338,637	0	0
40	H07. 09. 09		20,000	0.18	14	2,337	0	323,565	0	0
41	H07. 09. 10	12,000		0.18	1	159	159	335,565	0	0
42	H07. 10. 11		20,000	0.18	31	5,130	0	320,854	0	0
43	H07. 10. 13	100,000		0.18	2	316	316	420,854	0	0
44	H07. 10. 17	9,000		0.18	4	830	1,146	429,854	0	0
45	H07. 11. 12		20,000	0.18	26	5,511	0	416,511	0	0
46	H07. 11. 15	8,000		0.18	3	616	616	424,511	0	0
47	H07. 12. 19		20,000	0.18	34	7,117	0	412,244	0	0
48	H07. 12. 22	5,000		0.18	3	609	609	417,244	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
49	H08. 01. 25		21,000	0.18	34	6,981	0	403,834	0	0
50	H08. 01. 30	6,000		0.18	5	993	993	409,834	0	0
51	H08. 02. 04	1,000		0.18	5	1,007	2,000	410,834	0	0
52	H08. 03. 05		22,000	0.18	30	6,061	0	396,895	0	0
53	H08. 03. 15	5,000		0.18	10	1,951	1,951	401,895	0	0
54	H08. 04. 11		20,000	0.18	27	5,336	0	389,182	0	0
55	H08. 04. 12	6,000		0.18	1	191	191	395,182	0	0
56	H08. 05. 10		20,000	0.18	28	5,441	0	380,814	0	0
57	H08. 05. 12	9,000		0.18	2	374	374	389,814	0	0
58	H08. 06. 08		20,000	0.18	27	5,176	0	375,364	0	0
59	H08. 06. 16	9,000		0.18	8	1,476	1,476	384,364	0	0
60	H08. 07. 11		20,000	0.18	25	4,725	0	370,565	0	0
61	H08. 07. 12	7,000		0.18	1	182	182	377,565	0	0
62	H08. 08. 07		20,000	0.18	26	4,827	0	362,574	0	0
63	H08. 08. 13	9,000		0.18	6	1,069	1,069	371,574	0	0
64	H08. 09. 10		20,000	0.18	28	5,116	0	357,759	0	0
65	H08. 09. 12	7,000		0.18	2	351	351	364,759	0	0
66	H08. 10. 25		20,000	0.18	43	7,713	0	352,823	0	0
67	H08. 11. 15		20,000	0.18	21	3,643	0	336,466	0	0
68	H08. 12. 16		20,000	0.18	31	5,129	0	321,595	0	0
69	H09. 01. 12		20,000	0.18	27	4,275	0	305,870	0	0
70	H09. 02. 10		20,000	0.18	29	4,374	0	290,244	0	0
71	H09. 03. 23		21,000	0.18	41	5,868	0	275,112	0	0
72	H09. 05. 09		20,000	0.18	47	6,376	0	261,488	0	0
73	H09. 06. 16		20,000	0.18	38	4,900	0	246,388	0	0
74	H09. 07. 16		20,000	0.18	30	3,645	0	230,033	0	0
75	H09. 08. 23		21,000	0.18	38	4,310	0	213,343	0	0
76	H09. 09. 24		20,000	0.18	32	3,366	0	196,709	0	0
77	H09. 10. 12		20,000	0.18	18	1,746	0	178,455	0	0
78	H09. 11. 16		20,000	0.18	35	3,080	0	161,535	0	0
79	H09. 12. 07		20,000	0.18	21	1,672	0	143,207	0	0
80	H10. 01. 23		30,000	0.18	47	3,319	0	116,526	0	0
81	H10. 02. 25		60,000	0.18	33	1,896	0	58,422	0	0
82	H10. 03. 25		22,000	0.18	28	806	0	37,228	0	0
83	H10. 04. 23		22,000	0.18	29	532	0	15,760	0	0
84	H10. 05. 25		20,000	0.18	32	248	0	-3,992	0	0
85	H10. 06. 28		21,000	0.18	34	0	0	-24,992	-18	-18
86	H10. 07. 25		21,000	0.18	27	0	0	-45,992	-92	-110
87	H10. 08. 26		25,000	0.18	32	0	0	-70,992	-201	-311
88	H10. 09. 28		30,000	0.18	33	0	0	-100,992	-320	-631
89	H10. 10. 25		23,000	0.18	27	0	0	-123,992	-373	-1,004
90	H10. 11. 28		25,000	0.18	34	0	0	-148,992	-577	-1,581
91	H10. 12. 28		30,000	0.18	30	0	0	-178,992	-612	-2,193
92	H11. 01. 26		24,000	0.18	29	0	0	-202,992	-711	-2,904
93	H11. 02. 26		22,000	0.18	31	0	0	-224,992	-862	-3,766
94	H11. 04. 06		10,000	0.18	39	0	0	-234,992	-1,202	-4,968
95	H11. 04. 25		22,000	0.18	19	0	0	-256,992	-611	-5,579
96	H11. 05. 27		22,000	0.18	32	0	0	-278,992	-1,126	-6,705
97	H11. 06. 27		21,000	0.18	31	0	0	-299,992	-1,184	-7,889
98	H11. 07. 06		20,000	0.18	9	0	0	-319,992	-369	-8,258
99	H11. 07. 06		5,000	0.18	0	0	0	-324,992	0	-8,258
100	H11. 07. 18	50,000		0.18	12	0	0	-283,784	-534	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H11.07.21	70,000		0.18	3	0	0	-213,900	-116	0
102	H11.07.25	70,000		0.18	4	0	0	-144,017	-117	0
103	H11.07.25		20,000	0.18	0	0	0	-164,017	0	0
104	H11.07.25	50,000		0.18	0	0	0	-114,017	0	0
105	H11.08.02	70,000		0.18	8	0	0	-44,141	-124	0
106	H11.08.04	90,000		0.18	2	0	0	45,847	-12	0
107	H11.08.07	65,000		0.18	3	67	67	110,847	0	0
108	H11.08.11	30,000		0.18	4	218	285	140,847	0	0
109	H11.08.13	20,000		0.18	2	138	423	160,847	0	0
110	H11.08.14	3,000		0.18	1	79	502	163,847	0	0
111	H11.09.02		21,000	0.18	19	1,535	0	144,884	0	0
112	H11.09.03	8,000		0.18	1	71	71	152,884	0	0
113	H11.10.01		21,000	0.18	28	2,111	0	134,066	0	0
114	H11.10.03	10,000		0.18	2	132	132	144,066	0	0
115	H11.12.10		32,000	0.18	68	4,831	0	117,029	0	0
116	H11.12.26		20,000	0.18	16	923	0	97,952	0	0
117	H12.01.29		21,000	0.18	34	1,638	0	78,590	0	0
118	H12.02.29		21,000	0.18	31	1,198	0	58,788	0	0
119	H12.03.27		25,000	0.18	27	780	0	34,568	0	0
120	H12.04.30		21,000	0.18	34	578	0	14,146	0	0
121	H12.05.31		13,000	0.18	31	215	0	1,361	0	0
122	H12.07.03		20,000	0.18	33	22	0	-18,617	0	0
123	H12.07.07	20,000		0.18	4	0	0	1,373	-10	0
124	H12.07.28		20,000	0.18	21	14	0	-18,613	0	0
125	H12.08.02	50,000		0.18	5	0	0	31,375	-12	0
126	H12.08.14	9,000		0.18	12	185	185	40,375	0	0
127	H12.08.28		22,000	0.18	14	277	0	18,837	0	0
128	H12.09.18	10,000		0.18	21	194	194	28,837	0	0
129	H12.09.29		21,000	0.18	11	156	0	8,187	0	0
130	H12.09.29		2,000	0.18	0	0	0	6,187	0	0
131	H12.10.10	11,000		0.18	11	33	33	17,187	0	0
132	H12.10.31		25,000	0.18	21	177	0	-7,603	0	0
133	H12.11.22	10,000		0.18	22	0	0	2,375	-22	0
134	H12.12.06		20,000	0.18	14	16	0	-17,609	0	0
135	H12.12.06	7,000		0.18	0	0	0	-10,609	0	0
136	H12.12.28		50,000	0.18	22	0	0	-60,609	-31	-31
137	H13.01.16	35,000		0.18	19	0	0	-25,797	-157	0
138	H13.01.17	7,000		0.18	1	0	0	-18,800	-3	0
139	H13.02.02		16,000	0.18	16	0	0	-34,800	-41	-41
140	H13.03.04		15,000	0.18	30	0	0	-49,800	-143	-184
141	H13.03.26		22,000	0.18	22	0	0	-71,800	-150	-334
142	H13.04.08	20,000		0.18	13	0	0	-52,261	-127	0
143	H13.05.07		22,000	0.18	29	0	0	-74,261	-207	-207
144	H13.05.13	7,000		0.18	6	0	0	-67,529	-61	0
145	H13.06.05		20,000	0.18	23	0	0	-87,529	-212	-212
146	H13.06.05	8,000		0.18	0	0	0	-79,741	0	0
147	H13.07.10		30,000	0.18	35	0	0	-109,741	-382	-382
148	H13.07.16	17,000		0.18	6	0	0	-93,213	-90	0
149	H13.08.17		20,000	0.18	32	0	0	-113,213	-408	-408
150	H13.08.22	5,000		0.18	5	0	0	-108,698	-77	0
151	H13.09.19		16,000	0.18	28	0	0	-124,698	-416	-416
152	H13.09.27	3,000		0.18	8	0	0	-122,250	-136	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
153	H13. 10. 25		17,000	0.18	28	0	0	-139,250	-468	-468
154	H13. 10. 28	3,000		0.18	3	0	0	-136,775	-57	0
155	H13. 11. 30		20,000	0.18	33	0	0	-156,775	-618	-618
156	H13. 11. 30	5,000		0.18	0	0	0	-152,393	0	0
157	H13. 12. 31		21,000	0.18	31	0	0	-173,393	-647	-647
158	H14. 01. 30		20,000	0.18	30	0	0	-193,393	-712	-1,359
159	H14. 02. 12	17,000		0.18	13	0	0	-178,096	-344	0
160	H14. 03. 01		21,000	0.18	17	0	0	-199,096	-414	-414
161	H14. 03. 12	11,000		0.18	11	0	0	-188,810	-300	0
162	H14. 03. 31		13,000	0.18	19	0	0	-201,810	-491	-491
163	H14. 04. 20	1,000		0.18	20	0	0	-201,810	-552	-43
164	H14. 05. 03		20,000	0.18	13	0	0	-221,810	-359	-402
165	H14. 05. 05	8,000		0.18	2	0	0	-214,272	-60	0
166	H14. 06. 07		20,000	0.18	33	0	0	-234,272	-968	-968
167	H14. 06. 10	6,000		0.18	3	0	0	-229,336	-96	0
168	H14. 07. 02		20,000	0.18	22	0	0	-249,336	-691	-691
169	H14. 07. 03	10,000		0.18	1	0	0	-240,061	-34	0
170	H14. 08. 04		20,000	0.18	32	0	0	-260,061	-1,052	-1,052
171	H14. 08. 06	7,000		0.18	2	0	0	-254,184	-71	0
172	H14. 09. 05		18,000	0.18	30	0	0	-272,184	-1,044	-1,044
173	H14. 09. 06	6,000		0.18	1	0	0	-267,265	-37	0
174	H14. 10. 06		20,000	0.18	30	0	0	-287,265	-1,098	-1,098
175	H14. 10. 13	8,000		0.18	7	0	0	-280,638	-275	0
176	H14. 11. 05		20,000	0.18	23	0	0	-300,638	-884	-884
177	H14. 11. 07	8,000		0.18	2	0	0	-293,604	-82	0
178	H14. 12. 10		20,000	0.18	33	0	0	-313,604	-1,327	-1,327
179	H14. 12. 11	7,000		0.18	1	0	0	-307,973	-42	0
180	H15. 01. 14		20,000	0.18	34	0	0	-327,973	-1,434	-1,434
181	H15. 02. 01	6,000		0.18	18	0	0	-324,215	-808	0
182	H15. 02. 08		20,000	0.18	7	0	0	-344,215	-310	-310
183	H15. 02. 17	10,000		0.18	9	0	0	-334,949	-424	0
184	H15. 03. 08		21,000	0.18	19	0	0	-355,949	-871	-871
185	H15. 04. 05	10,000		0.18	28	0	0	-348,185	-1,365	0
186	H15. 04. 10		20,000	0.18	5	0	0	-368,185	-238	-238
187	H15. 04. 21	8,000		0.18	11	0	0	-360,977	-554	0
188	H15. 05. 19		22,000	0.18	28	0	0	-382,977	-1,384	-1,384
189	H15. 05. 19	7,000		0.18	0	0	0	-377,361	0	0
190	H15. 05. 24		5,000	0.18	5	0	0	-382,361	-258	-258
191	H15. 05. 26	3,000		0.18	2	0	0	-379,723	-104	0
192	H15. 07. 02		16,000	0.18	37	0	0	-395,723	-1,924	-1,924
193	H15. 07. 29		20,000	0.18	27	0	0	-415,723	-1,463	-3,387
194	H15. 08. 01	10,000		0.18	3	0	0	-409,280	-170	0
195	H15. 09. 02		20,000	0.18	32	0	0	-429,280	-1,794	-1,794
196	H15. 09. 02	6,000		0.18	0	0	0	-425,074	0	0
197	H15. 10. 06		20,000	0.18	34	0	0	-445,074	-1,979	-1,979
198	H15. 10. 11	7,000		0.18	5	0	0	-440,357	-304	0
199	H15. 11. 18		17,000	0.18	38	0	0	-457,357	-2,292	-2,292
200	H16. 01. 04		19,000	0.18	47	0	0	-476,357	-2,943	-5,235
201	H16. 02. 10		15,000	0.18	37	0	0	-491,357	-2,407	-7,642
202	H16. 03. 19		21,000	0.18	38	0	0	-512,357	-2,550	-10,192
203	H16. 04. 23		22,000	0.18	35	0	0	-534,357	-2,449	-12,641
204	H16. 05. 28		21,000	0.18	35	0	0	-555,357	-2,554	-15,195

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
205	H16. 05. 29	24,000		0.18	1	0	0	-546,627	-75	0
206	H16. 07. 06		16,000	0.18	38	0	0	-562,627	-2,837	-2,837
207	H16. 08. 03		20,000	0.18	28	0	0	-582,627	-2,152	-4,989
208	H16. 08. 07	10,000		0.18	4	0	0	-577,934	-318	0
209	H16. 09. 08		20,000	0.18	32	0	0	-597,934	-2,526	-2,526
210	H16. 10. 18		20,000	0.18	40	0	0	-617,934	-3,267	-5,793
211	H16. 11. 25		20,000	0.18	38	0	0	-637,934	-3,207	-9,000
212	H16. 12. 25		20,000	0.18	30	0	0	-657,934	-2,614	-11,614
213	H17. 01. 31		22,000	0.18	37	0	0	-679,934	-3,333	-14,947
214	H17. 03. 07		13,000	0.18	35	0	0	-692,934	-3,259	-18,206
215	H17. 03. 08	30,000		0.18	1	0	0	-681,234	-94	0
216	H17. 03. 16	3,000		0.18	8	0	0	-678,980	-746	0
217	H17. 04. 04		20,000	0.18	19	0	0	-698,980	-1,767	-1,767
218	H17. 04. 09	9,000		0.18	5	0	0	-692,225	-478	0
219	H17. 05. 08		20,000	0.18	29	0	0	-712,225	-2,749	-2,749
220	H17. 05. 10	7,000		0.18	2	0	0	-708,169	-195	0
221	H17. 06. 09		15,000	0.18	30	0	0	-723,169	-2,910	-2,910
222	H17. 06. 13	3,000		0.18	4	0	0	-723,169	-396	-306
223	H17. 07. 11		25,000	0.18	28	0	0	-748,169	-2,773	-3,079
224	H17. 07. 14	12,000		0.18	3	0	0	-739,555	-307	0
225	H17. 08. 06		22,000	0.18	23	0	0	-761,555	-2,330	-2,330
226	H17. 08. 10	12,000		0.18	4	0	0	-752,302	-417	0
227	H17. 09. 16		17,000	0.18	37	0	0	-769,302	-3,813	-3,813
228	H17. 10. 10		20,000	0.18	24	0	0	-789,302	-2,529	-6,342
229	H17. 10. 17	12,000		0.18	7	0	0	-784,400	-756	0
230	H17. 11. 16		15,000	0.18	30	0	0	-799,400	-3,223	-3,223
231	H17. 12. 10		21,000	0.18	24	0	0	-820,400	-2,628	-5,851
232	H17. 12. 18	12,000		0.18	8	0	0	-815,150	-899	0
233	H18. 01. 19		16,000	0.18	32	0	0	-831,150	-3,573	-3,573
234	H18. 02. 23		20,000	0.18	35	0	0	-851,150	-3,984	-7,557
235	H18. 03. 21	7,000		0.18	26	0	0	-851,150	-3,031	-3,588
236	H18. 04. 03		16,000	0.18	13	0	0	-867,150	-1,515	-5,103
237	H18. 05. 12		16,000	0.18	39	0	0	-883,150	-4,632	-9,735
238	H18. 05. 14	2,000		0.18	2	0	0	-883,150	-241	-7,976
239	H18. 06. 23		20,000	0.18	40	0	0	-903,150	-4,839	-12,815
240	H18. 07. 25		21,000	0.18	32	0	0	-924,150	-3,959	-16,774
241	H18. 08. 25		20,000	0.18	31	0	0	-944,150	-3,924	-20,698
242	H18. 10. 02		20,000	0.18	38	0	0	-964,150	-4,914	-25,612
243	H18. 11. 24		20,000	0.18	53	0	0	-984,150	-6,999	-32,611
244	H18. 12. 30		20,000	0.18	36	0	0	-1,004,150	-4,853	-37,464
245	H19. 01. 27		22,000	0.18	28	0	0	-1,026,150	-3,851	-41,315
246	H19. 02. 26		23,000	0.18	30	0	0	-1,049,150	-4,217	-45,532
247	H19. 04. 02		20,000	0.18	35	0	0	-1,069,150	-5,030	-50,562
248	H19. 05. 14		15,000	0.18	42	0	0	-1,084,150	-6,151	-56,713
249	H19. 05. 30		27,000	0.18	16	0	0	-1,111,150	-2,376	-59,089
250	H19. 06. 30		25,000	0.18	31	0	0	-1,136,150	-4,718	-63,807
251	H19. 07. 08	40,000		0.18	8	0	0	-1,136,150	-1,245	-25,052
252	H19. 07. 29		35,000	0.18	21	0	0	-1,171,150	-3,268	-28,320
253	H19. 08. 29		23,000	0.18	31	0	0	-1,194,150	-4,973	-33,293
254	H19. 09. 30		22,000	0.18	32	0	0	-1,216,150	-5,234	-38,527
255	H19. 10. 04	50,000		0.18	4	0	0	-1,205,343	-666	0
256	H19. 10. 14	12,000		0.18	10	0	0	-1,194,994	-1,651	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
257	H19.10.28		20,000	0.18	14	0	0	-1,214,994	-2,291	-2,291
258	H19.11.29		20,000	0.18	32	0	0	-1,234,994	-5,326	-7,617
259	H19.11.29	20,000		0.18	0	0	0	-1,222,611	0	0
260	H19.12.25		20,000	0.18	26	0	0	-1,242,611	-4,354	-4,354
261	H20.01.11	10,000		0.18	17	0	0	-1,239,853	-2,888	0
262	H20.01.30		22,000	0.18	19	0	0	-1,261,853	-3,218	-3,218
263	H20.02.20	10,000		0.18	21	0	0	-1,258,691	-3,620	0
264	H20.02.24	1,000		0.18	4	0	0	-1,258,378	-687	0
265	H20.03.10		20,000	0.18	15	0	0	-1,278,378	-2,578	-2,578
266	H20.03.21	6,000		0.18	11	0	0	-1,276,877	-1,921	0
267	H20.03.25		20,000	0.18	4	0	0	-1,296,877	-697	-697
268	H20.03.27	15,000		0.18	2	0	0	-1,282,928	-354	0
269	H20.04.29		20,000	0.18	33	0	0	-1,302,928	-5,783	-5,783
270	H20.04.30	8,000		0.18	1	0	0	-1,300,888	-177	0
271	H20.05.24		20,000	0.18	24	0	0	-1,320,888	-4,265	-4,265
272	H20.05.26	11,000		0.18	2	0	0	-1,314,513	-360	0
273	H20.07.02		20,000	0.18	37	0	0	-1,334,513	-6,644	-6,644
274	H20.07.02	6,000		0.18	0	0	0	-1,334,513	0	-644
275	H20.07.27		20,000	0.18	25	0	0	-1,354,513	-4,557	-5,201
276	H20.07.27	11,000		0.18	0	0	0	-1,348,714	0	0
277	H20.09.10		20,000	0.18	45	0	0	-1,368,714	-8,291	-8,291
278	H20.09.15	5,000		0.18	5	0	0	-1,368,714	-934	-4,225
279	H20.09.25		20,000	0.18	10	0	0	-1,388,714	-1,869	-6,094
280	H20.09.28	14,000		0.18	3	0	0	-1,381,377	-569	0
281	H20.10.30		20,000	0.18	32	0	0	-1,401,377	-6,038	-6,038
282	H20.10.30	8,000		0.18	0	0	0	-1,399,415	0	0
283	H20.11.25		20,000	0.18	26	0	0	-1,419,415	-4,970	-4,970
284	H20.11.29	11,000		0.18	4	0	0	-1,414,160	-775	0
285	H20.12.26		20,000	0.18	27	0	0	-1,434,160	-5,216	-5,216
286	H21.01.01	9,000		0.18	6	0	0	-1,431,552	-1,176	0
287	H21.02.02		14,000	0.18	32	0	0	-1,445,552	-6,275	-6,275
288	H21.02.02	1,000		0.18	0	0	0	-1,445,552	0	-5,275
289	H21.03.10		13,000	0.18	36	0	0	-1,458,552	-7,128	-12,403
290	H21.04.02		13,000	0.18	23	0	0	-1,471,552	-4,595	-16,998
291	H21.04.04	5,000		0.18	2	0	0	-1,471,552	-403	-12,401
292	H21.05.18		20,000	0.18	44	0	0	-1,491,552	-8,869	-21,270
293	H21.05.28	4,000		0.18	10	0	0	-1,491,552	-2,043	-19,313
294	H21.06.25		20,000	0.18	28	0	0	-1,511,552	-5,721	-25,034
295	H21.06.30	7,000		0.18	5	0	0	-1,511,552	-1,035	-19,069
296	H21.08.25		22,000	0.18	56	0	0	-1,533,552	-11,595	-30,664
297	H21.10.31		24,000	0.18	67	0	0	-1,557,552	-14,075	-44,739
298		2,171,000	3,673,000	0.18	0	0	0	0	0	0
299				0.18	0	0	0	0	0	0
300				0.18	0	0	0	0	0	0
301				0.18	0	0	0	0	0	0
302				0.18	0	0	0	0	0	0
303				0.18	0	0	0	0	0	0
304				0.18	0	0	0	0	0	0
305				0.18	0	0	0	0	0	0